

円山川の豊かな自然環境を  
次世代に引き継ぐために…



フジバカマ



カワラハハコ

なくそう不法投棄



ウグイの跳躍 (蓼川井堰)

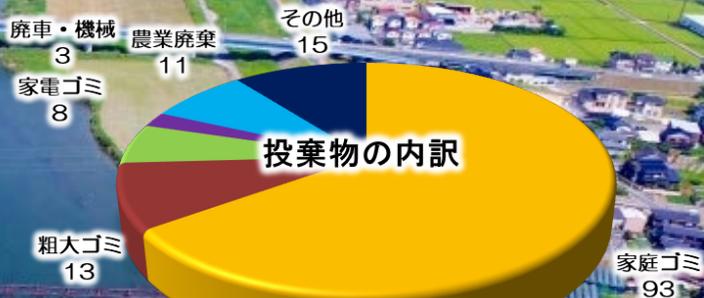


サケの遡上 (出石川)

# なくそう不法投棄 ① 現在起きていること



年度別発見件数



平成29年度から令和5年度までの6年間に円山川（国管理区間）で発見した不法投棄は143件でした。  
このうち93件は家庭ゴミ（ポイ捨て含む）でした。

豊かな水の恵みや心に癒やしを与えてくれる円山川を守り、次世代に引き継ぐために、私たちが出来ることは何でしょう……。

# なくそう不法投棄 ② 円山川が泣いている



2020/8/7戸島 (家庭ゴミ)



わざわざ箱に入れて・・・

2021/7/30加陽 (家電ゴミ)



樋門下に隠すように・・・

2021/7/26日置 (廃車・機械)



ここまで運ぶなら・・・

2020/1/20伊豆 (家庭ゴミ)



分別しているのに・・・

2021/5/10赤石 (家電ゴミ)



複数の人が恒常的に・・・

2018/11/26中郷 (農業廃棄)



これが餌となり・・・

2019/1/25上ノ郷 (家庭ゴミ)



橋桁の下に隠すように・・・

2021/3/4鳥居 (粗大ゴミ)



近くには野焼きの跡も・・・

2022/3/14加陽 (その他)



洪水が来たら・・・

# なくそう不法投棄 ③ 不法投棄は犯罪です



◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律（関係法令参照）では、**みだりにゴミを捨てると、5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金またはこれを併科すると規定されています。**

ご家庭で発生したゴミは、お住まいの自治体の定めに従い適切に処理しましょう。

◆円山川はゴミ箱ではありません。  
円山川の景色を楽しんだ後は、その景色を保つためにも**ポイ捨てはやめましょう。**

◆不法投棄を見つけたら・・・  
近くの**行政機関に通報**して下さい。

# なくそう不法投棄 ④ 関係法令



## ※関係法令

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）抜粋

（定義）

第二条 この法律において「**廃棄物**」とは、**ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの**（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

（投棄禁止）

第十六条 何人も、**みだりに廃棄物を捨ててはならない。**

## ※罰則規定

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、**五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

（略）

十四 **第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者**

（略）